

# いろいろあります有給休暇の種類

代表的な有給休暇を以下に挙げておきます。

- ・選挙権その他の公民としての権利行使の場合  
必要な時間
- ・忌引きによる場合  
日数は就業規則 78 条(2)を参照
- ・風水震火災等の不可抗力の災害により家屋に損壊を受けた場合  
5 日以内の必要な時間又は日
- ・交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合  
必要な時間又は日
- ・女性社員が生理のため就業が著しく困難な場合  
毎潮2日以内
- ・転勤に伴い引っ越しをする場合  
1回に限り2日以内
- ・結婚する場合  
結婚の日から5日以内
- ・勤続25年以上の社員がリフレッシュ休暇を取得する場合  
在職期間を通じて1回に限り2日以内

こんなこと誰も  
教えてくれませ  
ん。一緒に学習し  
ましょう！



就業規則をこまめ  
に確認する習慣を  
身につけましょう

みなさんはどれだけ知ってますか？

JR九州には、いろいろな種類の有給休暇があります。どれも生活していく上では必要なものばかりです。例えば、転勤に伴い引っ越しをする場合は、1回に限り2日以内の有給休暇を取得することができます。この場合、引っ越しのための休日として、会社は年休ではなく有給休暇を付与しなければなりません。しかし、実際に休暇を取得するためには必ず社員自らが申請しなければなりません。こういったことを会社は教えてくれません。私たち労働組合が積極的に学習していくべき課題なのではないでしょうか？無駄に年休を消費してしまわないように就業規則で休暇について押さえておきましょう。

有給休暇の申請はしていますか？



若い力

第 39 号

2015年 12月15日

発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号

ニッコーハイツ1003号

JR 092-2075

NTT092-483-1515